

佐世保工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規則

平成25年5月15日制定

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画（平成23年9月12日策定）（以下「高専機構男女共同参画行動計画」という。）に基づき、佐世保工業高等専門学校における男女共同参画を推進するため、佐世保工業高等専門学校男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 高専機構男女共同参画行動計画を推進するための施策に関すること
- (2) 男女共同参画の推進のために必要とされる教育・啓発活動
- (3) 男女共同参画の現状の自己評価に関する事項
- (4) その他本校の男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授及び准教授の中から校長が指名した者
- (2) 各学科及び基幹教育科の教員から選出された者 各1人
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第二号及び第五号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。